

渋川市移住定住新生活応援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、渋川市への転入による人口増加を図り、転出による人口減少を抑制し、将来の定住に繋げることを目的に、婚姻又はパートナーシップ宣誓を機に新居において新生活を開始した世帯に対し、住居費や引越費用等新生活開始のための経済的負担を支援するため、予算の範囲内で助成することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の助成金の交付に関しては、渋川市補助金等交付規則（平成18年渋川市規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 婚姻 婚姻届を本籍地又は所在地に提出し、受理され、戸籍上の夫婦関係になることをいう。
- (2) パートナーシップ宣誓 渋川市又はパートナーシップ宣誓を受けられる市区町村において、パートナーシップ宣誓をすることをいう。
- (3) 婚姻等 婚姻又はパートナーシップ宣誓をいう。
- (4) 婚姻日 婚姻により、戸籍上の夫婦関係になった日をいう。
- (5) パートナーシップ宣誓日 パートナーシップ宣誓をしたカップルが、パートナーシップ宣誓書受領証を交付された日をいう。
- (6) 婚姻日等 婚姻日又はパートナーシップ宣誓日をいう。
- (7) 住宅等 工事請負契約若しくは売買契約により、適正な対価を支払い取得した住宅若しくは併用住宅（住宅の他に店舗、事務所等の部分がある建築物をいう。）又は賃貸借契約により借り受けた住宅で渋川市内に所在するものをいう。ただし、別荘等の一時的に使用し、若しくは売買等の営利を目的とする建物又は2親等以内の親族からの贈与、売買契約、若しくは賃貸借契約による建物ではないこと。

(8) 新居 婚姻等を機に、渋川市内で新しく移り住んだ住宅等をいう。

(9) 新生活 新居へ転居又は転入し、開始した生活をいう。

(助成対象者)

第3条 助成の対象となる世帯は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する世帯とする。

(1) 令和3年4月1日以降に婚姻等をし、渋川市内に住民登録があること。

(2) 婚姻等をした者の婚姻日等における年齢は、双方又はいずれか一方が、35歳未満であること。

(3) 婚姻日等の前後6か月の間に、転居届又は転入届による住所異動の届出を行った二人のみの世帯員により、渋川市内の住宅等において新生活を開始していること。

(4) 婚姻日等から6か月を経過していないこと。

(5) この要綱に基づく助成金の交付を受けていないこと。

(6) 申請年度において、渋川市移住者住宅支援事業助成金及び渋川市移住支援金の交付を受けていないこと。

(7) 納入義務を有する市区町村税の未納がないこと。

(8) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める被保護者でないこと。

(9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、1世帯当たり5万円とし、婚姻等した者の双方又はいずれか一方が、婚姻日等の6か月前から助成金申請日までの間に渋川市へ転入届を提出し受理された場合は、5万円を加算する。

2 この助成金の事業全体の助成限度額は、1,000万円とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、渋川市移住定住新生活応援事業助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲

げる書類を添えて、渋川市長に提出しなければならない。

- (1) 戸籍謄本（全部事項証明）
- (2) パートナーシップ宣誓書受領証の写し（該当者に限る。）
- (3) 住民票の写し（世帯全員及び続柄が記載のあるもの。ただし、転入による加算がある場合、渋川市へ転入する前の住所がわかるもの）
- (4) 市区町村税の未納がないことの証明書（双方直近の完納証明書、非課税証明書又はそれらに準ずるもの。）
- (5) 住宅等の賃貸借契約書、工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（助成金の交付決定及び確定）

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付することが適当であると認めるときは、渋川市移住定住新生活応援事業助成金交付（不交付）決定兼確定通知書（様式第2号）により、その結果を申請者に通知するものとする。

（助成金の請求及び交付）

第7条 前条の通知を受けた申請者は、速やかに渋川市移住定住新生活応援事業助成金交付請求書（様式第3号）を市長に提出し、助成金の交付を受けるものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。